

国民健康保険に加入されている皆さまへ

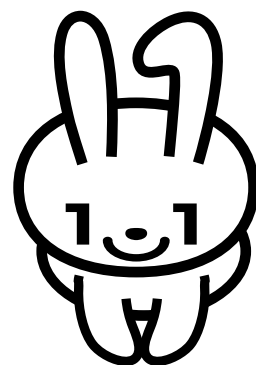
12月2日(月)以降保険証の発行ができません

保険証を紛失・破棄しないようにご注意ください

マイナンバーカードと健康保険証（以下「保険証」）の一体化に伴い、現行の保険証は12月2日(月)以降、新規発行・再発行ができなくなります。12月1日(日)時点でお手元にある有効な保険証は、保険証の記載内容に変更のない限り、有効期限まで引き続き使用できます。転居・世帯の異動などで、保険証の記載内容が変更する場合には、有効期限前でも保険証は使用できなくなります。

※国民健康保険の加入・喪失手続きについては、今までと同様に届け出が必要です。

就職・退職などによって健康保険が変わる場合は役場窓口までお越しください。



問住民課（吉備庁舎）

マイナ保険証をお持ちの方 →「資格情報のお知らせ」を交付

- お手元にある保険証の有効期限が切れる前や、新たに当町国民健康保険に加入したときなどに、ご自身の資格情報を把握できるよう「資格情報のお知らせ」を申請によらず交付します。
- マイナンバーカードを紛失・更新中の方や、介助者などの第三者が要配慮者に同行して資格確認を補助する必要があるなど、マイナ保険証での受診が困難な場合は申請により「資格確認書」を交付します。

マイナ保険証をお持ちでない方 →「資格確認書」を交付

- お手元にある保険証の有効期限が切れる前や、新たに当町国民健康保険に加入したときなどに、従来の保険証の代わりとなる「資格確認書」を手続きなしに交付します。そちらをご利用ください。

医療機関などを受診する方法

マイナ保険証をお持ちの方

- マイナ保険証または従来の保険証（記載している有効期限が切れるまで）で受診できます。
 - マイナ保険証の読み取りができない場合などに、マイナ保険証とともに「資格情報のお知らせ」を提示することで受診できます。
- スマートフォンを持っている場合には、マイナポータルにアクセスし、資格情報画面をマイナ保険証とともに提示することでも受診できます。
- ※「資格情報のお知らせ」のみの場合や、マイナポータルにアクセスし、資格情報画面を提示するだけでは受診できません。

マイナ保険証をお持ちでない方

- 従来の保険証（記載している有効期限が切れるまで）または「資格確認書」で受診できます。

